

浦安市宿泊税導入検討委員会の設置並びに組織及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 本市における宿泊税の導入を検討するため、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、条例別表第2の類型の欄に掲げる行政運営において生じる課題等の検証等に係る委員会に該当するものとして浦安市宿泊税導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、決裁のあった日から令和7年3月31日までとする。

(検討委員会の所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、処理する。

- (1) 宿泊税の導入に係る課題等の整理に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業等の整理に関すること。
- (4) 関係機関の情報収集に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者

2 委員の任期は、1年以内で市長が必要と認めた期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことがで

きない。

- 3 検討委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、財務部市民税課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第1条第2項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。